

○議長（石橋英和君） 順番3、14番 辻本君。

〔14番（辻本 勉君）登壇〕

○14番（辻本 勉君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

今回は、平木新市長が誕生いたしましたはじめての一般質問ということで、大変質問のほうも重複しておる点も何点かあるんですけども、それについては、今回については若干お許しをいただきたいなど、このように思います。

まず1項目めですが、平木新市長の政策について、木下市政の継承や見直し以外の独自の新しい政策を尋ねます。

平木新市長は、本年3月の市長選挙時、就任後の市政運営について、次のように述べておられました。

橋本市は新しいまちづくりに 10年間、特に合併後8年間ですが、木下市長のもと、職員議会とも一丸となり、全力を挙げてこられましたということで評価をいただいております。木下前市長の政策について、良いところは継承し、見直しすべきところは見直し、さらに独自の新しい政策により、市民生活の向上と橋本市の発展に努める、とのことでありました。

新市長に対する市民の期待というのは、大変大きいものがあります。木下前市政につきましては、昨年12月定例会での私の一般質問において、木下市長自ら総括をされました。そのことはさておきまして、市民は新しい若い市長に大きな期待をかけております。選挙時、公約は数点出されていましたが、実際に市政を担当されて約2カ月余りであります。そろそろ具体案が出せる状況かと考えており

ますので、下記についてお尋ねをしたいと思っております。

まず1点目でありまして、選挙公約についてどのように実行されるのかということで、六つの重点施策を出されておりました。これは、具体的なところについては若干欠けるんですけども、メインとしては、橋本市を全国・海外に売り出しますという大きなタイトルをつけた中で、六つの重点施策を出されておられます。

その後、公約ともとれるべき四つの公約が出されております。先ほど16番議員が質問いたしました、中学生の医療費無料化についてと、小・中学校のエアコン導入、そして高齢者の、後ほど8番議員のほうからも質問ありますが、高齢者の移動手段の確保と市民のための市民病院ということで出されております。この辺についてご答弁をいただきたいなと思っております。

続きまして、木下前市政との違いと新しい政策。木下市長の継承とか見直しは、もう私はとりたてて発表していただく必要性はないのかなと思っておりますので、新しい若い市長になって、橋本市がどのように変わっていくのかということ、市長の思いと伺いますか、新市長の思いというものを述べていただきまして、さらなる発展を期待していきたいなど、このように考えます。

続きまして、2点目ですけども、空き家対策についてということで、空き家等の管理条例の制定も含めてお尋ねいたします。

市内どの地域を見ても、最近、空き家が目につきます。私の地元でも、大変たくさん空き家が出てきました。2011年12月定例会の一

般質問において、空き家と空き地対策について質問いたしました。

その結果、空き地等の管理条例というのは本市において制定をされました。しかしながら、空き家の管理については、当時、和歌山県でもできておりましたので、和歌山県の管理条例を適用していくということでありました。県条例は、家屋の倒壊等危険性のある物件に限定をされています。しかしながら、本市の市内の多くの空き家は、危険性よりも環境、美化の観点から考えますと大変問題があるかなど。安全・安心のまちづくりにとっては、何らかの対策が必要ではないかなど思っております。

選挙期間中も平木市長は市内各地を回っておられましたので、そのときにもいろいろと話をいたしました。大変空き家が多くなっておるなということで、このことについても何らかの対策をやっつけていかないとだめかなというお話もされておりましたので、本当に橋本市のことを考えていきますと、この空き家をどうしていくんかということは、大変な大きな問題であろうかと思っております。今の社会状況から考えると、空き家はさらに増えていくんではないかなと予想されます。市独自の管理条例を含めて、制定をして、その対策をしていくのが必要であろうかと思っておりますので、2点ほどお聞きをしたいと思います。

市内の空き家状況についてでありますけれども、大変増えてきておるのが現状ではないかと思っておりますが、私が2011年12月に一般質問した後、その辺、市内の空き家の状況を調査をしたのかどうかという点。国の住宅の統計がありまして、5年に1回出てくるわけでありまして、国にお任せするのではなしに、橋本市の状況というのは橋本市がきちっと調査をして把握していくということなので、この辺の空き家状況について調査をしたのかど

うか。

続いて、空き家等の管理条例制定と今後の対策ということで、まず、県の空き家条例を適用した例があるのかどうかということも大変気にはなるんですけども、県の空き家条例というのは、なかなか使い勝手が悪いといえますか、先ほども言いましたとおり、危険性がなければ適用されないということなので、本市の空き家を見ていきますと、危険性というのは案外少ないかなと思っておりますので、これでは不十分でありますので、本市に即した空き家等の管理条例の制定が、ぜひとも必要ではないかなと思っておりますし、その空き家を今後どうしていくんかということ、今後の対策についてお尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、三つ目、市道本町市脇線の整備についてであります。この市道本町市脇線というのは、東家4丁目9の交差点といえますか、皆さん理解されておると思うんですけども、ちょうど、フードショップわかたけとか、西野自転車店、寺本の和菓子店とかあるんですけども、その交差点から西へということで、旧大和街道、これは歴史街道と呼ばれているんですけども、ずっと西へ行きました市役所裏までの間あります。

その中で、特に、市道本町市脇線の中でも東側半分程度の道路というのは、大変傷んでおります。ちょうど昔、旧の橋本小学校の正門といえますか、正門ではないかな、裏門になるんかな、あれ。どちらになるんですかあの北側の校門のところぐらいまでの道路なんですけども、大変傷んでおります。

何回かといえますか、ちょくちょく事故等も発生をいたしております。お年寄りがつまずいたとか、自転車で子どもがこけたというようなことも再々あります。道路の応急処置というのは繰り返してやっていただいておりますのであれなんです、実際のところは、

見ていただいたら継ぎはぎだらけの汚い道路になっています。

この道路というのは、通称「あいさつ通り」ということで言われておりますし、ここはもともとから、市内の中心部の重要な生活道路であります。また、橋本小学校の通学道路でもあります。子どもが自転車で転び、けがしたことも何回もありますし、この辺について、この道路は速やかに改修すべきであろうかなと思うんですけども、当局の考え方をお尋ねいたしたいなと思います。

まず一つとして、改修について、どのように考えていますかと。改修予定はあるんでしょうか。

二つ目、ここは公共下水道工事も入ってないんです。それと、地籍調査もされてないかなということで、公共下水道工事との兼ね合いというのがあると思いますので、この辺も含めまして、下水道工事というのはどうなっておるんか、地籍もどうなっておるんかと。最終的に、この道路の整備はどうなるんかということをごどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（石橋英和君） 14番 辻本君の質問項目1、新市長独自の政策に関する質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 辻本議員の、私の新政策についてのご質問にお答えをします。

平成26年4月2日、市役所玄関前の桜の花も満開となり、晴れ渡る青空のもと、多くの関係者に祝福され、私は木下前市長からこの橋本市政のバトンを受け取りました。

市長としての大任は、私にとって身に余る光栄であり、その職務の重大さを厳粛に受けとめているところです。

市長就任から既に2カ月が経過し、この間市政を支える多くの皆さま方と接する機会をいただき、また、前市長から行政引き継ぎを行う中において、改めて私の政治のローガンである「市民の最大多数の最大幸福」の実現に向け、身の引き締まる思いをしています。

「住んで良かった」「住みたくなる」を実感できる、そんな元気な橋本市の実現に向け私の政治信条である「現場主義」「市民協働」「誠実・公平・奉仕」を行政推進の基本姿勢として、また、選挙公約として打ち出した六つの重点施策を着実に推進していく所存です。

1点目として、行財政改革を一層進め、歳入の確保と歳出の削減に努め、財政の健全化を進めてまいります。

木下前市長は、平成18年3月1日に新橋本市が発足して以来この8年間、行政機能の一元化をはじめ、企業誘致、子育て支援、循環型社会を見据えた環境整備、健康長寿社会実現のための福祉政策、安全・安心のためのインフラ整備と消防力の強化、教育環境の充実などに力を注ぎ、大きな成果を上げ、この結果として「新市まちづくり計画」の多くの実現をしてこられたと考えています。

もうすぐ合併して10年を迎えようとしています。平成28年度からは普通交付税が段階的に削減され、5年後の平成32年度には、約6億5,000万円が減収となる見込みです。

行財政改革の基本は、歳入に見合った行政サービスを提供することです。また、この行政サービスは、効果的かつ効率的なものでなければなりません。したがって、このような状況に対処するためには、市税などの歳入の維持・確保はもちろんのこと、歳出において、既存事業の再点検による統合・廃止民間委託の推進、NPOの育成と活用、PFIなどの事業手法を検討し、できるだけ民間

の発想を導入することや市民協働の視点を重視しながら、結果として政策推進と財政の健全化の両立を図っていきます。

2点目として、地場産業の振興と企業誘致に取り組み、地域経済の活性化と雇用の拡大を図り、元気なまちづくりに取り組みます。

本市には、伝統的工芸品に指定された紀州へら竿や国内シェアの大半を占めるパイル織物などハイレベルな特産品があります。しかし、経営的には非常に厳しい状況にあることから、地場産品の活用や、これらの技術を使った新産業の創出や新製品の開発を支援していきます。

また、本市には多くの産品や観光資源がありますが、認知度は決して高くありません。そこで、地場産業振興センターを活用し、関係団体・企業に参加を呼びかけ、「チーム橋本」として民間・行政が一体となって、橋本市を全国・海外へ売り出していきます。

さらに、（仮称）地域振興基金をつくり、専任の担当者を配置し、意欲ある農業者・企業等の支援を行い、新産業の創出、新商品の開発、地場産品・特産品のブランド化に取り組み、県と連携をしながら販路開拓に取り組んでいきます。

なお、この「チーム橋本」の結成時期は、平成27年4月に予定をしており、現在、それに向けた準備を行っているところです。

本市の企業誘致は、平成17年度に商工支援室を設置して以降、今日に至るまでに27社を誘致するとともに、あわせて地元雇用の創出を図っています。引き続き企業誘致を推進していくとともに、県、市、南海電気鉄道株式会社の共同によるあやの台北部用地の開発に向け、費用対効果を精査しつつ取り組んでいきます。

また、「紀の国わかやま国体」「高野山開創1200年祭」などに向け、商工会議所、商工

会はもとより、鉄道事業者をはじめ、ホテルルートイン、紀伊見荘などの民間事業者と行政が連携し、「チーム橋本」として観光客の誘致を図ってまいります。

3点目として、農林業の振興を図り、所得の向上と後継者の育成に努め、自然環境の保全に努めます。

農業の再生は、本市の最重要課題と考えています。耕作放棄地・遊休農地の再利用を推進するため、退職された方々が気軽に利用できる農地をあっせんする仕組みや、地域の特産品づくり、農産物のブランド化を進め、販路開拓に取り組みます。また、元気な担い手への土地の集積や集約化の促進にも取り組み企業との連携による契約栽培も進め、所得の向上を図り、後継者育成に取り組んでいきます。

あわせて、農村部で深刻となっている鳥獣被害対策を強化するとともに、ジビエ料理への活用など、販路開拓等についても研究してまいります。

4点目として、安心して暮らせる医療・福祉の充実に努めます。

少子高齢化の時代を迎え、次代を担う子どもたちのために、現在行っている小学生の医療費無料化施策を中学生まで拡大をするとともに、家庭への支援と子育てニーズに対応した子育て支援を実施し、子育て相談・親子交流会等、孤立を防ぐ仲間づくり等の事業支援の充実に取り組み、子育て支援日本一をめざします。

また、高齢者の皆さんや障がいをお持ちの皆さんが生きがいを持って暮らせる施策の充実に取り組み、健康寿命の増進、介護予防事業の実施、移動手段の検討・確保、買い物支援にも力を入れていくとともに、虐待問題にも取り組んでまいります。

さらに、市民病院の医師の確保と経営の改

善に向けた取り組みや、地域医療の充実と高度救急医療体制の確立に努めます。

5点目として、確かな学力と生きる力を持った心豊かな子どもたちを育てます。

命を大切に、人権を尊重する教育を支援するとともに、いじめ・不登校・引きこもり対策の充実を努めます。子どもたちには、スポーツ・クラブ活動等により礼儀・協調性等を学んでいただき、学力・体力の向上への取り組みを進め、特色ある学校づくりを進めていきます。

また、地域に学校を開放し、PTA・ボランティア・NPO・地域の皆さんによる土曜授業の実施を進めていきます。

さらに、数学日本一のまちづくりをめざしそのシンボルとして杉村公園内に岡潔記念館を建設します。なお、岡潔記念館については他の公共施設との複合化も選択肢の一つとして検討していく考えでいます。

昨今、地球温暖化などによる異常気象により、子どもたちの学習環境はますます厳しくなっており、今後もこのような傾向が続くものと想定されることから、この改善策として小・中学校にエアコンを段階的に設置いたします。

6点目として、都市基盤整備を進め、豊かで災害に強い安全・安心のまちづくりを行います。

国道 371 号バイパス早期完成に向けて、河内長野市、五條市に協力をいただき、大阪府への働きかけを強力に進めます。

また、安全・安心のまちづくりのため、危険なため池の改修、ハザードマップの作成、市道や橋梁をはじめ、都市公園、市営住宅、公共下水道の長寿命化対策を進めるとともに地震や風水害対策として消防力を強化し、あわせて自主防災組織と連携した取り組みを充実させていきます。

木下前市長は、新市発足以来、行政機能の一元化をはじめとした「新市まちづくり計画」を強力に推進するとともに、和歌山県北東部の玄関口として、また紀の川中流域の中核都市としてふさわしいまちづくりに全力で取り組みました。

今後、前市長が築いてこられた市政をさらに進化させていくためには、これらの六つの重要施策を着実に推進するとともに、既存の全ての施策について検証し、継続するところは継続する、変えるべきところは変えていきその上で新しい施策を若い力で打ち出していきます。どれも一朝一夕で達成できるものではありませんが、冒頭で申し上げたとおり、市民の皆さんに「住んで良かった」「住みたくなる」を実感できる元気な橋本市をめざし市民の皆さん、そして議会の皆さまとともにオール橋本としてのかじ取りを行っていきたいと考えていますので、今後もより一層のご支援、ご協力をお願いを申し上げます。

○議長（石橋英和君） この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

14番 辻本君、再質問ありますか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君） 先ほど平木新市長のほうから、六つの重点施策等を含めまして、新しい政策について答弁いただいたわけでありませうけれども、それにつきましては、私は選挙当時から十分理解をしておるんですけども、新しく市長になられたので、この六つの重点施策を、やはり市民の方にわかるように、これからもあらゆる場所を出していただいて、

市民の方の理解を得ていくというのが必要かなと思いますので、そのことについてはお願いしておきたいなと思います。

あと、公約の件なんですけども、四つ出されておりました。一つは、先ほど 16 番議員の質問でありました中学生医療費の無償化の問題。これについては、いい答弁といますか、いただいておられますので別としまして、あと三つの部分、二つが 8 番議員とダブるわけにありますけども、あと三つの部分で、小・中学校のエアコン導入と高齢者の移動手段の確保ということで、デマンド制の導入といいですか、予約制タクシーということもあるんですけども、それともう一点、市民のための市民病院にということなので、市民病院の改革についても公約に挙げられております。

これら残された三つについて、今後どのような形で進められていくのか、タイムスケジュールも含めまして、ご答弁いただける範囲があれば答弁をいただきたいなと思います。

○議長（石橋英和君） 企画部長。

○企画部長（北山茂樹君） 市長の公約事項につきましては、直接関係する事業、それから関連する事業を全て今洗い出しておましてそれから事業の分類等々、もう既に完了はしてございます。で、それぞれの事業項目につきまして、各担当課にその年次目標、それから目標数値、これを設定するという考え方を持っておりまして、現在その準備を進めているところでございます。

議会終了後になりますけども、市長と直接各担当課とヒアリングを行いまして、全体の公約事項につきましては 7 月をめどに、目標に、実施計画等々を決定していきたいと、かように思っております。先ほどご質問ありました小・中学校へのエアコン配備、それからデマンド交通等々、これらの件につきましても、そのヒアリングなどを実施した中で決定

してまいりたいと、かように思っておりますので、ご理解のほうお願いします。

○議長（石橋英和君） 14 番 辻本君。

○14 番（辻本 勉君） ありがとうございます。

公約につきましては、やはり実行していくということで取り組みをお願いしたいわけにありますけども、大変厳しい財政状況であるということは、私たちも市民の皆さんも十分理解をしておりますので、いろんな財政状況を踏まえながら、そして、市民の声を聞きながら、あまり慌てないで確実に実行していただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、1 点目終わります。

○議長（石橋英和君） 次に、質問項目 2、空き家対策に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（埴阪 隆君）登壇〕

○建設部長（埴阪 隆君） 空き家対策についての 1 点目、市内の空き家状況についてお答えします。

市では、これまで独自に市内全域を対象とした空き家調査は実施していないため、空き家の件数や環境、美化面での建物の状況等は把握できていません。なお、平成 20 年度の総務省による住宅土地統計調査によると 3,820 戸の空き家が市内にあるという推計値が示されていますが、これには売却、賃貸用住宅の空き家や別荘的な住宅も含まれていることから、全てがご質問の趣旨に沿った空き家ではありません。また、5 年ごとに行われる同調査が昨年度に実施され、本年 7 月以降に、新たな空き家件数の推計値が明らかになります。

次に、空き家等の管理条例制定及び今後の対策についてお答えします。

国土交通省の調査によれば、近年、自治体

による空き家に関する条例の制定事例が増加しています。建物所有者等の責任、義務を明確にし、管理不全の状態となることを未然に防止するとともに、市民の安全・安心を確保することを目的とし、主に所有者に対する助言や指導、勧告等ができることを定めています。また、是正されない場合の氏名等の公表など、一定の制裁措置を定めている場合や、老朽空き家の撤去に係る代執行まで定めているものもあります。

制定にあたっては、空き家といえども個人の財産に対し、行政がどのような形で取り組むのか、本市の特性や空き家状況も踏まえ、また、条例を実効性のあるものにするための制定後の空き家対策を見据えての検討が重要であると考えます。

しかし、空き家対策については、建物調査危険性等の判断基準の策定、所有者の特定、各種対策に要する費用の問題、体制の構築など課題点は多く、十分な検討が必要と考えます。

こうしたことから、他の自治体での取り組みを参考に、条例制定に向けての調査・研究を進めたいと考えています。

○議長（石橋英和君） 14番 辻本君、再質問ありますか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君） ありがとうございます。

これは総務省の調査を当てにしておるといいますか、されておるんですけども、これ、総務省の調査というのは、本当に具体的に細かいところまで出てないんじゃないかなと思うんですけども、それと、国のほうは、その資料を市に対して提供はしてくれないという話も聞いておるんですが、私は 2011年に質問させていただきました。その中で、この空き家の対策というのは、まちづくりの観点からいいましてもそうですし、安全・安心という

観点からいきましても、大変重要な課題ではないのかなと考えるんですけども、市として本当にきめ細かく空き家の状況というのを調査をするという気があるかどうか。当然しなくてはならないことではあると私は考えておりますが、市として、その辺はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（石橋英和君） 建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君） 近年の少子高齢化、それから経済的な事情から、年々空き家が増加しているということは把握しております。それによりまして生活環境への影響、それから治安などの問題が懸念されておまして、本市におきましても今後も空き家が増えてくるということで、その対策なり取り組みを検討しなければならないということは理解をしております。

ただ、この空き家の問題を解決するためには、今後、その対策につきまして実効性、効果のあるものにするためにどういう対策をするか、その方向性を明確にいたしまして、その上で、その対策に応じた調査をすべきかなというふうに考えております。

ということで、今後、その調査のあり方につきましても、いろいろ研究をしまいいたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君） 14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君） 調査・研究というのは言われておるんですけども、実際のところ、なかなかその調査がされないというのが現実ではないのかなと、このように思います。本当にまちづくりの観点から重要であるのであれば、速やかに調査をすべきだと私は考えておるんです。実際、建設部の現有勢力でだめな場合もあろうかと思いますが、そうですね臨時等を入れてでも、この調査にあたるべきだと思うんですけども、その辺は副市长どうですか。どのように考えておられますか。

○議長（石橋英和君） 副市長。

○副市長（森川嘉久君） 議員ご指摘の調査でございますが、先ほど建設部長のほうからも答弁させていただきましたように、調査は調査として、することについては、もちろんしないよりはということになってくるわけでございますけれども、最終的に後の処理をどういうふうにやっていくかということが一番大事な点かと思えます。

空き家につきましても、農家の空き家、これは田舎暮らしのために、そういう空き家を紹介するような制度も国においてもあるわけございまして、そういうところの制度を使って有効活用していただくということもございまして、通常の住宅地域にある空き家につきましては、これは住み替えられた方が、新たにお住まいになる方を販売目的で探しておられる、不動産業者にお願いをして売却先を探しておられるというような空き家もございまして、議員ご指摘の、一番これが問題になってくる空き家かと思えますけれども、長期に放置をされておいて、所有者も明確ではないというような空き家が一番問題になってくるかと思えます。

これにつきましては、県のほうでも一応県の条例がございまして、強制執行までできるような条例立てになっておるようございまして。これは以前のご質問のときにもご答弁をさせていただいたところでございまして、実際市内でもそういうところもございまして、市民の方からご相談いただいたケースもあるわけでございますが、それにつきましては県のほうへも紹介をさせていただいて、いろいろ調査もさせていただいておりますが、なかなかその所有者の確定等が難しい。権利関係が複雑で、なかなか強制執行まで至るまでにおいても、勧告等するについても、十分所有権の調査が必要だというようなケースも市民の

方からご相談いただいて、我々のほうでもご紹介をさせていただいたケースもあります。

そういうことで、最終的にはやっぱり管理上問題のある空き家についてということになるんかと思えますが、それに特定しての調査というのは、今後必要になってくるのではないかというふうに考えておりますが、全部の空き家を調査するということになりますと、これは市の職員でやるにしても、どこかに委託するにしても、かなりの手間と費用が発生してくるかというふうに考えますので、先ほどご答弁させていただいた形で、将来の対策も見据えた中で、それから県との役割分担も考えた中で、一度その調査についても検討させていただけたらというふうに考えております。

○議長（石橋英和君） 14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君） ありがとうございます。

大変大きな問題でありますので、十分研究調査をしていただきたいと思いますが、この県の管理条例というのは、前回のときもいろいろ調べたんですけども、あまり、何ていうか、使い勝手が良いとかという問題ではないんかなど。実情に即していない部分があるかなどと思うんです。特に、倒壊等の危険性がある建屋といいますか、家屋に対しての条例のように思うんですけども、それでは今の現状から考えますと不十分ではないんかなど思いますので、当然、橋本市独自の空き家等の管理条例も必要ではないんかなど思います。

これ以外に、県のほうで環境美化の関係で何か条例というのがあるんでしょうか。把握しておられたら、ちょっとお教え願いたいんですけども。環境美化的に悪い建物については撤去しなさいよとか、そういういろんな、そういう関係の条例というのはあるんでしょうか。

それともう一点、本市でこの県の空き家等



の管理条例を適用したことがあるかどうかこれも含めてお願いいたします。

○議長（石橋英和君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君） 県のほうの条例でございますが、景観支障防止条例ということで策定されているようです。それにつきましては、今年度、橋本市ではございませんが、那智勝浦町のほうで1件、勧告まで現在行っている状況であると聞いております。今後、代執行するかどうかにつきましては、県の審議会というものがございまして、そちらのほうで検討した結果、代執行するかどうかということになるというふうでございます。

それと、県の景観支障防止条例の中で、そういう勧告するまでの条件というのが大変厳しゅうございました。建物の100m以内の住民の、二十歳以上の住民の方の3分の2以上の署名が必要ということになっております。それが今年度見直し、改正をされるようで、100mが70m以内で、二十歳以上の住民の3分の1以上の要請ということで、緩和されるというふうに聞いておりますので、今後その条例も改正されれば、かなり面積的にも半分ぐらいの住民の方が対象になろうかと考えておりますので、こういう情報もまた提供していきたいというふうに考えております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君） 本市におきましては、県のほうの申請というのはいまだございません。

○議長（石橋英和君） 14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君） ありがとうございます。

とりあえず、やはりきれいなまちづくりのためには、どうしてもこの辺については対策は必要であろうかなと考えておりますので、今後、空き家全てを調査するのではなく、特に問題のあるといたしますか、先ほど言いまし

たような空き家があれば、きちっと調査をして把握していくということがまず大事かなと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

2番はこれで終わります。

○議長（石橋英和君） 次に、質問項目3、市道本町市脇線の整備に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君） 市道本町市脇線の改修についてお答えします。

東家区の舗装等の整備については、平成11年度より東家区にて本格的に始まった公共下水道整備と調整しながら事業を進めています。

市道本町市脇線は、旧橋本小学校北門付近から西側について、平成17年度公共下水道が整備され、この工事の中で舗装の打ち替えも実施されました。

東側区間の公共下水道については、近々で整備が計画されていますので、その工事の中で舗装の打ち替えを行う予定です。

なお、この工事にあわせ、建設部では今年度より既設公共排水路のふたについて、管理機能向上を目的に、一部点検孔に変更するよう計画しております。

○議長（石橋英和君） 上下水道部長。

〔上下水道部長（大倉一郎君）登壇〕

○上下水道部長（大倉一郎君） 市道本町市脇線への下水道整備についてお答えします。

今回おただしの区間、市道東家小原田線（旧国道371号線）と市道本町市脇線（旧大和街道）との交差点より同路線西側へ延長約309mにおいては、下水道未整備区間となっています。

市道本町市脇線で今回の未整備区間より西側については、平成17年度において施行済みであり、既に供用開始区域となっています。

また、旧橋本小学校周辺においてもほとんどが整備済みで、同じく供用開始区域となっています。

東家区の整備状況は、全体計画延長約1万3,050mに対し、平成25年度末において1万1,270m、約86%が既に布設されており、整備済み戸数637戸となっています。

このような状況の中で、今回の未整備区間においては、一般住宅や営業店舗、駐車場、集合住宅があり、工事施行中の交通規制や騒音、振動、粉じんなど、隣接住民の皆さまには多大なご迷惑をおかけすること、道路幅員が非常に狭隘である上、NTT地下ケーブルや管理マンホールが既に一部占用埋設されていることや、南北に流れる水路の横断など、一部非常に難工事になると想定されることなどから、現在まで整備に至っていません。

東家区からは、以前より下水道整備について強い要望をいただいております。また、道路北側の縦断側溝の老朽化が懸念されています。今回、細部にわたる調査により、大きな機能低下が見られないことが判明したことなどから、平成27年度に現地調査及び詳細設計に着手、平成28年度より管渠敷設工事を3カ年で行う予定です。なお、施行年度計画や施行方法等の詳細については、今後、地元の皆さまと協議を進めていきたいと考えています。

また、下水道工事施行に伴い、上水道管の布設替えも同時に施行するとともに、舗装に

ついても上下水道管理設後、全面的に新設舗装を行う予定です。

○議長（石橋英和君） 14番 辻本君、再質問ありますか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君） この道につきましては、壇上でも言ったんですけども、橋本市内の中心の、本当に多くの皆さんが利用する生活道路であります。これは、我々も責任があらうかと思うんですけども、今まで整備しないで放っておったということについては大変残念でありますけども、これは下水道工事とか、地籍調査の問題、いろんな問題がかんでおるということで、若干やむを得ない部分があるかと思うんですけども、やっとな下水道工事のほうの見通しも立って、それが終了すれば舗装もされるということで、大変良かったかなと思うんですけども、できるだけ速やかにこの辺についてはお願いいたしたいと思っております。

このことにつきましては、後で7番議員のほうからも質問が出ておりますので、そこで十分、再度詰めていただくことをお願いいたしまして、私のほうの質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（石橋英和君） 14番 辻本君の一般質問は終わりました。